

社会福祉士養成施設等報告(2023(令和5)年5月1日現在)

1 法人情報

法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先	学校法人 都築学園 815-8511 福岡県福岡市南区玉川町22番1号 TEL:092-541-0161 FAX:092-541-5229
法人代表者氏名	理事長: 都築 仁子
大学等以外の実施事業	<a href="https://www.kinwu.ac.jp/department/">https://www.kinwu.ac.jp/department/</a>
財務諸表	<a href="https://www.kinwu.ac.jp/assets/files/Information-disclosure/">https://www.kinwu.ac.jp/assets/files/Information-disclosure/</a>

2 大学等情報

大学等の名称、大学等の住所・連絡先	神戸医療未来大学人間社会学部経営データビジネス学科 679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5 TEL:0790-22-2620 FAX:0790-23-0622
大学等の代表者氏名	学長: 鎌田 積
大学等の開設年月日	2000年4月
学則	学則:1ページへ
研修施設、図書館(蔵書数を含む。)等の設備の概要	<a href="https://www.kinwu.ac.jp/campus-life/Facility/">https://www.kinwu.ac.jp/campus-life/Facility/</a> 2022年度受入統計表:30ページへ

3 養成課程情報

養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)	54ページへ
定員	100名
入学までの流れ(募集、申込、資料請求先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項請求</li> <li>・願書提出</li> <li>・入学者選抜試験</li> <li>・合格発表</li> <li>・入学式</li> <li>・学科ガイダンス(養成課程に関する説明会)</li> <li>・履修登録</li> <li>・資料請求先</li> </ul> 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5 神戸医療未来大学 アドミッションオフィス TEL 0790-22-6947 FAX 0790-22-6452 E-mail info@kinwu.ac.jp
費用	学費:28ページ 学外実習教育費:29ページ
科目別シラバス	<a href="https://sun.kinwu.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&amp;opi=mt0010">https://sun.kinwu.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&amp;opi=mt0010</a>
教員数、科目別担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)	科目ごとの担当教員名:31ページへ 専任教員略歴: <a href="https://www.kinwu.ac.jp/research/teacher/?cat=welfare">https://www.kinwu.ac.jp/research/teacher/?cat=welfare</a>
教材	科目ごとのシラバス参照
協力実習機関の名称、住所、事業内容	32ページへ
実習プログラムの内容・特徴	34ページへ

4 実績情報

卒業者の延べ人数	672名(2009年度学科設置)
卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)	53ページへ

5 その他情報

その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報	<a href="https://www.kinwu.ac.jp/candidates/entrance-exam/">https://www.kinwu.ac.jp/candidates/entrance-exam/</a>
-------------------------	---

# 神戸医療未来大学学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする。

(本学本部の位置)

第2条 本学本部は、兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部、学科及び収容定員

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部、学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(単位 人)

学 部	学 科	姫路キャンパス		大阪天王寺キャンパス	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会学部	未来社会学科	120	480	—	—
	健康スポーツコミュニケーション学科	180	720	—	—
	経営データビジネス学科	—	—	100	400
	計	300	1,200	100	400

2 各学科の人材養成の目的を次のように定める。

(1) 未来社会学科

社会に現存する諸問題に関心を高め、それらを社会学・社会福祉学・心理学等を中心とした社会科学の視座から理解・分析することにより、人と社会の多様性を理解するとともに、広く人と社会の未来を構想する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。

(3) 経営データビジネス学科

人間と社会の関係や人間と組織の関係に関わる知識、社会調査のスキルなどを活用することにより、さまざまな社会現象に潜む課題、営利・非営利の組織が抱える課題を発見・分析・解決する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

### 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本学における修業年限を4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、再入学又は編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業期間については年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立者記念日(10月20日)

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて臨時に授業を休止し、又は休業日に授業若しくはその他の行事を行うことができる。

### 第4章 教 育 課 程

(授業科目)

第10条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の算定)

第11条 授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により算定する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に指定する科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業期間及び履修)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

2 授業科目の履修方法及び履修手続き等は、別に定める。

(履修単位数の上限)

第13条 各学年で履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、以下に定める科目の単位数は、合計登録単位数に含めないものとする。

除外対象科目	単位数
ソーシャルワーク実習	4
レクリエーション実習	1
介護実習Ⅰ	2
介護実習Ⅱ	4
介護実習Ⅲ	4
保育所実習Ⅰ	2
保育所実習Ⅱ	2
施設実習	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ-A	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ-B	1
精神保健福祉援助実習Ⅱ	2
心理実習	4
スポーツ指導実習	1
介護等体験	1
教育実習(A)	3
教育実習(B)	5
グローバルラーニングアクティビティーズA	4
グローバルラーニングアクティビティーズB	2

(メディアを利用して行う授業)

第14条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

## 第5章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、定期試験、追試験、再試験、その他とする。
- 3 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート提出等による。
- 4 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、可以上を合格とする。
- 5 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「指定規則」という。）に掲げる各科目の出席時間数が、3分の2（ただし、実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。
- 6 科目修了の認定は、学期末又は学年末にこれを行う。

(教養科目)

第16条 各学科の卒業に必要な教養科目の単位数は、下記のとおりとする。

- ・未来社会学科 22単位以上
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 32単位以上
- ・経営データビジネス学科 28単位以上

(専門科目)

第17条 各学科の卒業に必要な専門科目の単位数は、下記のとおりとする。

- ・未来社会学科 102単位以上
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 92単位以上
- ・経営データビジネス学科 96単位以上

(卒業単位数)

第18条 4年以上在学し、前2条の要件を満たして、総計124単位（以下、「卒業要件単位」という。）以上修得しなければならない。

(追認定)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。(1) 忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき

- (2) 卒業年次の学生で特別な事情があるとき
- (3) 成績の評価が不可になった科目について、担当教員が再試験を実施するとき  
(他大学等における授業科目の履修等)

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に該当他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第23条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

## 第6章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第28条 前条の規定による選考の結果、合格した者については、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

(再入学)

第29条 本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を願出た場合は、懲戒による退学処分

を受けた者を除き、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することができる。

2 再入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学年始めとする。

(入学手続)

第31条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続きをしなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書の提出

(2) 所定の入学金その他の納付金の納付

(3) その他本学の定める手続き

(入学取消)

第32条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学許可を取り消す。

(1) 正当な理由がなくて前条の入学手続きを完了しないとき

(2) 無届けで入学式に欠席し、その後1週間を経過しても連絡がないとき

(休学)

第33条 病気その他やむを得ない理由で継続して3ヶ月以上修学不能のときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が休学を許可することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えてはならない。

(復学)

第34条 休学中の学生にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、保証人連署のうえその理由を付し願い出て、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(転学)

第36条 学生は教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければ、他の学校へ転学(入学を含む)を出願することができない。

(転学科)

第37条 学生が転学科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 転学科の取扱いについての詳細は、別に定める。

(除 籍)

第38条 学生が次の各号の一に該当したときは、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。ただし、留学生については別に定めるところによる。

(1) 第6条の在学年限を超えたとき

(2) 第33条の休学期間を超えてなお修学できないとき

(3) 授業料及びその他の納付金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき

(4) 死亡又は行方不明の届け出があったとき

(復 籍)

第39条 前条第3号により除籍された者が、除籍後2年以内に復籍を願い出た場合は、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復籍を許可することができる。

2 復籍の時期は、学年始め又は学期始めとする。

## 第7章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学業又はスポーツの成績が特に優秀でかつ人物が優れている者、又はその他社会の模範となる行為をした学生については、教授会の意見を聴いて学長がこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第41条 学生が、学則又は諸規程に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは、教授会の意見を聴いて学長が懲戒に処する。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学処分は、学生が次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない場合

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合

4 前項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

## 第8章 卒業、学位及び免許等の取得

(卒業要件)

第42条 本学に4年以上在学し、第18条に規定する卒業単位数を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が本学の卒業を認める。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学 位)

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

- ・ 未来社会学科—学士 (未来社会学)
- ・ 健康スポーツコミュニケーション学科—学士 (健康スポーツ学)
- ・ 経営データビジネス学科—学士 (経営情報学)



(免許・資格の取得)

第44条 社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士養成指定科目（別表2）を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍し、精神保健福祉士養成指定科目（別表3）を修得しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

3 保育士国家資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

4 介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

5 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところに従い、所定の本学の授業科目及び単位数を修得しなければならない。免許状取得に関し必要な事項は別に定める。

6 公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 教職員組織及び教授会

(教職員)

第45条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。また、学長代理、副学長を置くことがある。

(1) 学園総長は、教学を総理する。

(2) 学園副総長は、学園総長を補佐する。

(3) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(4) 学長代理は、大学運営の円滑化を図るため学長を補佐する。

(5) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(6) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(7) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(8) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(9) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(10) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(11) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(12) 事務職は、事務に従事する。

(13) その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

(教授会)

第46条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、学長は必要がある場合は、専任の准教授、講師又はその他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。教授会に関し必要な事項は、別に定める。
  - (1) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 教育課程の編成に関する事項
  - (3) 学位授与に関する事項
  - (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (5) 学生の休学、復学、退学、転学、転学科、除籍、復籍、賞罰に関する事項
  - (6) その他、教育、研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第10章 研究生、科目等履修生、聴講生及び委託生等

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、授業科目の単位の修得を目的とする者が履修を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

- 2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第49条 本学の学生以外の者で、授業科目の聴講を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

- 2 聴講生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第50条 国その他の公共機関の長から委託生の願い出があった場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

- 2 委託生の取り扱いについては、本学則を準用する。

(日本語別科)

第51条 本学に日本語別科を置く。

- 2 日本語別科に関し必要な事項は別に定める。

(留学生)

第52条 外国人の入学希望者については、別に定めるところにより選考を行う。

- 2 入学許可を受けた留学生については、別に定めのあるものを除き、本学則を適用する。

## 第 1 1 章 公 開 講 座

(公開講座)

第53条 広く一般の教養を高め、社会文化の向上並びに生涯教育に資するために公開講座を設けることができる。

## 第 1 2 章 学 費

(入学検定料)

第54条 入学、再入学及び編入学を志願する者は、出願手続きに際し別表 4 に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第55条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、入学手続きに際し別表 4 に定める入学金を所定の期限までに納付しなければならない。

(授業料等)

第56条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、その入学年度に応じ別表 4 に定める授業料等を、所定の期限までに納付しなければならない。

2 納付については、別に定める。

(納付猶予)

第57条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、学長にその納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。ただし留学生については別に定めるところによる。

2 猶予の期間は3ヶ月以内とする。

(休学者の授業料等)

第58条 休学を許可された学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(退学者の授業料等)

第59条 学生が退学する場合は、在学期間中の授業料等は納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

第60条 学生が停学処分を受けた場合は、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

第61条 追試験及び再試験の受験を許可された場合は、別表 5-(1)に定める試験料を所定の期限までに納付しなければならない。

(科目等履修料)

第62条 科目等履修を許可された者(科目等履修生)は、別表 5-(2)に定める履修料等を所定の期限までに納付しなければならない。

(聴講料)

第63条 聴講を許可された者(聴講生)は、別表 5-(3)に定める聴講料を所定の期限までに納付しなければならない。

(実習費)

第64条 資格取得のための学外実習を希望する学生は、それぞれの実習について別表5-(4)に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

(納付金の返還)

第65条 納入済の授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除き授業料を返還する。

### 第13章 図書・情報センター

(図書・情報センター)

第66条 本学に図書・情報センターを置く。

2 図書・情報センターには、図書、文献及び研究資料を収集管理し、教職員、学生及びその他の研究閲覧に供する。

3 図書・情報センターの運営については、別に定める。

### 第14章 国際交流センター

(国際交流センター)

第67条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

### 第15章 厚生保健

(厚生施設)

第68条 本学に食堂を置く。

2 本学に学生寮を置く。学生寮の管理・運営については、別に定める。

3 本学に学生自習室を置く。

4 本学に学生控室を置く。

(保健管理)

第69条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

2 学生は、毎年行う健康診断を受けなければならない。

3 前項の診断の他必要に応じ、集団生活に不適當な者及び学業履修が困難と判定された者に対して、学長は治療を命じ、又は登学を停止し、あるいは休学を命ずることができる。

### 第16章 改正

(改正)

第70条 この学則の改正は、理事会の承認を得てこれを行い設置者がこれを文部科学大臣に届出するものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、平成12年12月1日から施行する。
- 3 この改正学則は、平成14年7月1日から施行する。
- 4 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第11条の規定及び別表1の適用は、従前の例による。
- 7 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 8 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第38条の2及び第56条の規定の適用は、従前の例による。
- 9 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第49条及び第57条の規定の適用は、従前の例による。ただし、編入学生の教育課程は、改正学則による。
- 10 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 11 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 12 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 13 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第39条、第49条、第59条の適用は、従前の例による。
- 14 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条の適用は、従前の例による。
- 15 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第50条の適用は、従前の例による。
- 16 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条、第8条、第52条については、従前の学則の規定を適用する。
- 17 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。  
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条については、従前の学則の規定を適用し、平成26年以前に入学した学生に対しては、第61条については、従前の学則の規定を適用する。
- 18 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条第1項については、従前の学則の規定を適用する。

- 19 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条、第41条、第61条については、従前の学則の規定を適用する。

- 20 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第9条、第42条、第54条、第62条については、従前の学則の規定を適用し、第14条第4項については、施行後の成績評価から適用する。

- 21 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

- 22 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第4条第1項の学部名称のみ在学生から適用し、第10条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

- 23 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

- 24 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第16条、第17条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。第43条のうち学士の学位については、従前の学則の規定を適用する。

- 25 この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第16条、第17条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。第43条のうち学士の学位については、従前の学則の規定を適用する。

別表1-(1) 未来社会学科

①教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
教養科目	基礎	キャリアデザインⅠ	2							
		キャリアデザインⅡ			2					
		医療と福祉のあゆみ	2							
		文章表現の技術	2							
	総合教養	心理学概論Ⅰ	2							
		心理学概論Ⅱ		2						
		倫理学Ⅰ		2						
		倫理学Ⅱ		2						
		日本の歴史と文化Ⅰ		2						
		日本の歴史と文化Ⅱ		2						
		世界の歴史と文化Ⅰ				2				
		世界の歴史と文化Ⅱ				2				
		グローバルスタディーズ		2						
		妖怪学(地域と妖怪)		1						
		妖怪学(妖怪と文化)		1						
		生命のしくみⅠ		2						
		生命のしくみⅡ		2						
		生活と科学 基礎				2				
	生活と科学 応用				2					
	情報と言語	コンピューターリテラシー演習 基礎		2						
		コンピューターリテラシー演習 応用				2				
		英語Ⅰ		2						
		英語Ⅱ		2						
		韓国語Ⅰ		2						
		韓国語Ⅱ		2						
		中国語Ⅰ				2				
		中国語Ⅱ				2				
		日本語Ⅰ		2						
		日本語Ⅱ		2						
		日本事情Ⅰ		2						
		日本事情Ⅱ		2						
	健康と運動	グローバルラーニングアクティビティーズA		4						
		グローバルラーニングアクティビティーズB		2						
健康と運動の科学			2							
	生涯スポーツⅠ		1							
	生涯スポーツⅡ		1							

\*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

別表1-(1) 未来社会学科

③学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
	未来社会論	2								
	社会学Ⅰ			2						
	社会学Ⅱ			2						

学科 コア	日本国憲法		2						
	生活と法		2						
	暮らしの中の政治Ⅰ		2						
	暮らしの中の政治Ⅱ		2						
	生活と経済Ⅰ		2						
	生活と経済Ⅱ		2						
	社会福祉原論	4							
	人体の構造と機能及び疾病	2							
	ソーシャルリサーチ入門	2							
	社会調査論			2					
	医療福祉論					2			
	ソーシャルワーク総論		4						
	ソーシャルワーク論Ⅰ				4				
	ソーシャルワーク論Ⅱ					4			
	地域福祉論				2				
	コミュニティーワーク論					2			
	福祉経営論				2				
	社会保障論					4			
	高齢者福祉論Ⅰ		2						
	高齢者福祉論Ⅱ		2						
	障害者福祉論Ⅰ				2				
	障害者福祉論Ⅱ				2				
	児童福祉論Ⅰ				2				
	児童福祉論Ⅱ				2				
	公的扶助論				2				
	保健医療サービス論						(2)	(2)	3・4年次
	権利擁護と成年後見						2		
	司法福祉論						(2)	(2)	3・4年次
	ソーシャルワーク演習Ⅰ		2						
	ソーシャルワーク演習Ⅱ				4				
	ソーシャルワーク演習Ⅲ						(4)	(4)	3・4年次
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ				(1)		(1)		2・3年次
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ						(2)	(2)	3・4年次
	ソーシャルワーク実習						(4)	(4)	3・4年次
	介護概論Ⅰ		2						
	高齢者の心理				2				
	障害者・障害児心理学				2				
	リハビリテーション論				2				
	精神保健				2				
	子ども家庭支援論				2				
	保育者論		2						
	発達心理学				2				
子ども家庭支援の心理学				2					
社会的養護Ⅰ		2							
保育原理		2							
教育原理				2					
子どもの保健				2					
家族社会学				2					
レクリエーション基礎				2					



学科専門科目

レクリエーション指導法Ⅰ					1			
レクリエーション指導法Ⅱ					1			
レクリエーション実習							1	
精神疾患とその治療			4					
精神保健学					4			
精神保健福祉の原理			4					
ソーシャルワーク理論と方法（精神専門）					4			
精神障害リハビリテーション論					2			
精神保健福祉制度論					2			
公認心理師の職責			2					
臨床心理学概論			2					
知覚・認知心理学			2					
学習・言語心理学		2						
感情・人格心理学		2						
神経・生理心理学					2			
社会・集団・家族心理学			2					
心理的アセスメント					2			
心理学的支援法					2			
健康・医療心理学					2			
福祉心理学			2					
教育・学校心理学			2					
司法・犯罪心理学					2			
産業・組織心理学					2			
関係行政論					2			
心理演習					2			
心理実習					2			
健康学総論		2						
栄養学概論		2						
介護技術基礎			2					
行動経済学			2					
経営組織論			2					
社会とSDGs			2					
IT概論			2					
地域社会学			2					
異文化心理					2			
消費者心理					2			
AIと社会					2			
マーケティング論					2			
災害社会学					2			
社会調査士領域								
データサイエンスⅠ					2			
データサイエンスⅡ					2			
フィールドワーク法					2			
ソーシャルリサーチ演習Ⅰ					(2)		(2)	
ソーシャルリサーチ演習Ⅱ					(3)		(3)	
介護概論Ⅱ		2						
介護概論Ⅲ			2					
生活支援技術Ⅰ		2						
生活支援技術Ⅱ		2						
生活支援技術Ⅲ		2						

介護福祉士領域	生活支援技術Ⅳ			2					
	生活支援技術Ⅴ			2					
	介護コミュニケーション技術		2						
	介護過程Ⅰ		1						
	介護過程Ⅱ		1						
	介護過程Ⅲ			1					
	介護過程Ⅳ			1					
	介護過程Ⅴ			1					
	介護総合演習Ⅰ		1						
	介護総合演習Ⅱ		1						
	介護総合演習Ⅲ			1					
	介護総合演習Ⅳ			1					
	介護実習Ⅰ		2						
	介護実習Ⅱ			4					
	介護実習Ⅲ			4					
	医療的ケアⅠ			4					
	医療的ケアⅡ			1					
	チームマネジメント						2		
	地域福祉活動法						1		
	保育士領域	子どもの理解と援助		1					
子どもの食と栄養			2						
保育の計画と評価			2						
保育内容総論			1						
保育内容（健康）				1					
保育内容（人間関係）				1					
保育内容（環境）				1					
保育内容（言葉）			1						
保育内容（表現）				1					
子どもの造形			1						
子どもの音楽Ⅰ			1						
子どもの音楽Ⅱ			1						
子どもの音楽Ⅲ				1					
子どもの言語表現			1						
子どもの身体表現			1						
乳児保育Ⅰ			2						
乳児保育Ⅱ				1					
子どもの健康と安全			1						
障害児保育			2						
社会的養護Ⅱ			1						
保育所実習Ⅰ							2		
保育所実習Ⅱ							2		
保育所実習指導Ⅰ					1				
保育所実習指導Ⅱ							1		
施設実習							2		
施設実習指導					1				
児童文化					1				
保育実践演習							2		
精神保		精神保健福祉援助演習Ⅰ			2				
	精神保健福祉援助演習Ⅱ					4			

不 健 福 祉 士 領 域	精神保健福祉援助実習指導 I						1			
	精神保健福祉援助実習 I - A								2	
	精神保健福祉援助実習 I - B								1	
	精神保健福祉援助実習 II								2	
	精神保健福祉援助実習指導 II								2	
認 定 心 理 士 領 域	心理学研究法				2					
	心理学実験				2					
	心理学統計法				2					
	心理検査法実習						2			
	卒業研究 I					2				
	卒業研究 II							2		

別表 1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科

①教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
基礎	キャリアデザインⅠ	2									
	キャリアデザインⅡ			2							
	医療と福祉のあゆみ	2									
	文章表現の技術	2									
総合教養	心理学概論Ⅰ		2								
	心理学概論Ⅱ		2								
	日本国憲法		2								
	生活と法		2								
	暮らしの中の政治Ⅰ		2								
	暮らしの中の政治Ⅱ		2								
	生活と経済Ⅰ		2								
	生活と経済Ⅱ		2								
	倫理学Ⅰ		2								
	倫理学Ⅱ		2								
	日本の歴史と文化Ⅰ		2								
	日本の歴史と文化Ⅱ		2								
	世界の歴史と文化Ⅰ				2						
	世界の歴史と文化Ⅱ				2						
	グローバルスタディーズ		2								
	妖怪学（地域と妖怪）		1								
	妖怪学（妖怪と文化）		1								
	生命のしくみⅠ		2								
	生命のしくみⅡ		2								
	教養科目	生活と科学 基礎				2					
生活と科学 応用					2						
社会学Ⅰ					2						
社会学Ⅱ					2						
コンピューターリテラシー演習 基礎			2								
コンピューターリテラシー演習 応用					2						
英語Ⅰ			2								
英語Ⅱ			2								
韓国語Ⅰ			2								
韓国語Ⅱ			2								
中国語Ⅰ					2						
中国語Ⅱ					2						
情報と言語	日本語Ⅰ		2								
	日本語Ⅱ		2								
	日本事情Ⅰ		2								
	日本事情Ⅱ		2								
	グローバルラーニングアクティビティーズA		4								
	グローバルラーニングアクティビティーズB		2								
	健康と運動	健康と運動の科学	2								
		生涯スポーツⅠ	1								
		生涯スポーツⅡ	1								

\*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

別表1-(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

③学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学 科 コ ア	健康スポーツコミュニケーション論	2								
	人体の構造と機能及び疾病	2								
	コミュニケーション基礎	2								
	スポーツ科学概論	2								
	体育・スポーツ原論	2								
	スポーツ指導者論	2								
	生理学（運動生理学を含む）	2								
	障害者福祉			2						
	生涯スポーツ論			2						
	トレーニング論			2						
	レクリエーション基礎			2						
	アダプテッドスポーツ論			2						
	スポーツ心理学			2						
	スポーツ医学			2						
	健康スポーツ学研究法			2						
健 康 ・ 医 療 領 域	健康福祉論		2							
	運動処方論				2					
	健康運動指導法Ⅰ（有酸素運動）						1			
	健康運動指導法Ⅱ（レジスタンス運動）						1			
	食事と栄養		2							
	ライフステージと栄養				2					
	栄養学（運動栄養学を含む）				2					
	病態と栄養						2			
	スポーツ外傷と傷害学		2							
	健康心理学				2					
	救急処置法						2			
	レクリエーション指導法				1					
	レクリエーション実習						1			
介護予防運動指導法						1				
ス ポ ー ツ 科	器械運動（体づくり運動を含む）				1					
	陸上競技		1							
	水泳・水中運動				1					
	サッカー		1							
	バスケットボール				1					
	バドミントン				1					
	柔道						1			
	エアロビック		1							
	ダンス				1					
	身体表現論						2			
	スポーツ経営学						2			
	スポーツ社会学（スポーツ史を含む）				2					
	バイオメカニクス						2			
	スポーツコーチング論						2			
機能解剖学				2						

学領域	体力測定評価演習					2			
	子どもの発育発達と運動					2			
	スポーツ指導実習					1			
	アダプテッドスポーツ指導法			1					
	アダプテッドスポーツコミュニケーション演習Ⅰ							2	
	アダプテッドスポーツコミュニケーション演習Ⅱ							2	
	スポーツツーリズム							2	
	レジャースポーツ					2			
	スポーツヘルスカウンセリング					2			
	地域社会とスポーツ			2					
	ニュースポーツ			2					
	野外活動Ⅰ（キャンプ・登山）	1							
	野外活動Ⅱ（ウインタースポーツ）			1					
	野外活動Ⅲ（マリンスポーツ）					1			
	スポーツ情報領域	eスポーツ	2						
データサイエンス基礎				2					
データサイエンス応用						2			
スポーツ情報戦略論		2							
スポーツ映像分析				2					
スポーツデータ解析						2			
スポーツICT活用演習								1	
スポーツフィールドワーク研究 基礎								1	
スポーツフィールドワーク研究 応用								1	
総合科目	卒業研究Ⅰ				2				
	卒業研究Ⅱ						2		
教職関連科目	保健衛生学（公衆衛生学を含む）			2					
	学校保健（小児保健・学校安全を含む）					2			
	精神保健			2					
	保健体育科教育法Ⅰ			4					
	保健体育科教育法Ⅱ					4			
	教育原理			2					
	教職概論	2							
	教育制度論			2					
	教育心理学			2					
	特別支援教育					1			
	教育課程論			2					
	道徳教育の指導法			2					
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法					2			
	教育方法論					2			
	生徒・進路指導論					2			
	教育相談					2			
	介護等体験					1			
	教育実習（A）							3	
	教育実習（B）							5	
	教職実践演習（中・高）							2	
	ICT教育の理論と方法					1			
	学校経営と学校図書館			2					
	学校図書館メディアの構成					2			
	学習指導と学校図書館					2			

	読書と豊かな人間性						2			
	情報メディアの活用						2			

別表1-(3) 経営データビジネス学科

①教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
基礎	キャリアデザインⅠ	2								
	キャリアデザインⅡ			2						
	医療と福祉のあゆみ	2								
	文章表現の技術	2								
総合教養	心理学概論Ⅰ		2							
	心理学概論Ⅱ		2							
	日本国憲法		2							
	生活と法		2							
	暮らしの中の政治Ⅰ		2							
	暮らしの中の政治Ⅱ		2							
	倫理学Ⅰ		2							
	倫理学Ⅱ		2							
	日本の歴史と文化Ⅰ		2							
	日本の歴史と文化Ⅱ		2							
	世界の歴史と文化Ⅰ				2					
	世界の歴史と文化Ⅱ				2					
	グローバルスタディーズ		2							
	生命のしくみⅠ		2							
	生命のしくみⅡ		2							
	生活と科学 基礎				2					
生活と科学 応用				2						
情報と言語	コンピューターリテラシー演習 基礎		2							
	コンピューターリテラシー演習 応用				2					
	英語Ⅰ		2							
	英語Ⅱ		2							
	韓国語Ⅰ		2							
	韓国語Ⅱ		2							
	中国語Ⅰ				2					
	中国語Ⅱ				2					
	日本語Ⅰ		2							
	日本語Ⅱ		2							
	日本事情Ⅰ		2							
	日本事情Ⅱ		2							
	グローバルラーニングアクティビティーズA		4							
グローバルラーニングアクティビティーズB		2								
健康と運動の科学		2								

\*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

別表1-(3) 経営データビジネス学科

③学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学	経営学総論A	2								
	経営学総論B	2								
	ソーシャルリサーチ入門	2								



科 コア	ビジネス実務総論	2							
	異文化理解	2							
	社会学Ⅰ			2					
	社会学Ⅱ			2					
	人体の構造と機能及び疾病	2							
D X 領域	ICTビジネス入門				2				
	IT概論				2				
	経営システム論				2				
	データサイエンス入門				2				
	データサイエンスⅠ						2		
	データサイエンスⅡ						2		
	フィールドワーク法						2		
	VRビジネス概論						2		
	AIビジネス概論						2		
	ソーシャルリサーチ基礎				2				
	ソーシャルリサーチ演習Ⅰ						(2)		(2)
	ソーシャルリサーチ演習Ⅱ						(2)		(2)
	マーケティングリサーチ演習						2		
経 営 ・ 経 済 関 連 領 域	生活と経済Ⅰ		2						
	生活と経済Ⅱ		2						
	経営史		2						
	サービス経営論				2				
	経営組織論				2				
	経営管理論				2				
	現代企業論				2				
	認知心理学				2				
	産業心理学						2		
	消費者心理						2		
	マーケティング総論						2		
ビ ジ ネ ス キ ャ リ ア 領 域	ビジネス実務演習A				2				
	ビジネス実務演習B				2				
	ビジネス実務特別演習						2		
	ビジネス法						2		
	ビジネス英語A				2				
	ビジネス英語B				2				
	ビジネス日本語A				2				
	ビジネス日本語B				2				
	職業選択論						2		
	ビジネス英語特別演習A						2		
	ビジネス英語特別演習B						2		
	ビジネス日本語特別演習A						2		
	ビジネス日本語特別演習B						2		
グ ロ ー バ ル リ ー ダ	日本語指導法Ⅰ				2				
	日本語指導法Ⅱ				2				
	異文化間心理				2				
	国際ビジネス論				2				
	グローバルイシューズ				2				
	国際人権論						2		
	国際ボランティア論						2		

3・4年次

3・4年次

Ⅰ 領域	多文化共生論					2		
	日本語指導特別演習Ⅰ					2		
	日本語指導特別演習Ⅱ					2		
	国際関係論					2		
公共・ 公益領域	社会福祉原論		4					
	高齢者福祉論Ⅰ		2					
	児童福祉論Ⅰ				2			
	障害者福祉論Ⅰ				2			
	地域福祉論				2			
	公的扶助論				2			
	介護技術基礎				2			
	行政学				2			
	福祉経営				2			
	医療経営					2		
	社会システムと意思決定					2		
	社会的起業論					2		
	行動経済学と社会					2		
	雇用政策論					2		
	社会保障論					4		
	医療福祉論					2		
	公共政策論					2		
	地域経営論					2		
	行政法					2		
	卒業研究Ⅰ					2		
卒業研究Ⅱ						2		

\*ビジネス日本語A、ビジネス日本語B、ビジネス日本語特別演習A、ビジネス日本語特別演習Bは留学生用

別表 2

社会福祉士指定科目（厚生労働省令）		本学開講科目 （2021年度入学生から）			
領域	科目名	科目名	授業形態	時間数	単位数
る福人 知社・ 識の社 と理会 方解・ 法に生 活と 関す	医学概論	人体の構造と機能及び疾病	☆ 講義	30	2
	心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ・Ⅱ	☆ 講義	60	4
	社会学と社会システム	社会学Ⅰ・Ⅱ	☆ 講義	60	4
	社会福祉の原理と政策	社会福祉原論	講義	60	4
	社会福祉調査の基礎	社会調査論	☆ 講義	30	2
識法助括総 とのの的合 技関理な 術す念相 と談つ 知方援包	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	☆ 講義	60	4
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）				
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	講義	60	4
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワーク論Ⅱ	講義	60	4
術る開基地 知発盤域 識に整福 と関備社 技すとの	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	講義	30	2
		コミュニティワーク論	講義	30	2
	福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	☆ 講義	30	2
サー ビス に 関 す る 知 識	社会保障	社会保障論	☆ 講義	60	4
	高齢者福祉	高齢者福祉論Ⅰ	☆ 講義	30	2
	障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	☆ 講義	30	2
	児童・家庭福祉	児童福祉論Ⅰ	☆ 講義	30	2
	貧困に対する支援	公的扶助論	☆ 講義	30	2
	保健医療と福祉	保健医療サービス論	☆ 講義	30	2
	権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	☆ 講義	30	2
	刑事司法と福祉	司法福祉論	☆ 講義	30	2
実 習 ・ 演 習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	30	2
	ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	60	4
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	60	4
	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	30	1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	60	2
	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	実習	240	4

\*精神保健福祉士の資格を有する者は60時間を上限として実習が免除される。

\*介護福祉士養成課程を履修する者は60時間を上限として実習が免除される。

☆：基礎科目

別表 3

精神保健福祉士指定科目 (厚生労働省令)		本学開講科目 (2021年度入学生から)				
領域	科目名	科目名	授業 形態	時間 数	単位 数	
共通 科目	医学概論	人体の構造と機能及び疾病	講義	30	2	
	心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ・Ⅱ	講義	60	4	
	社会学と社会システム	社会学Ⅰ・Ⅱ	講義	60	4	
	社会福祉の原理と政策	社会福祉原論	講義	60	4	
	地域福祉と包括的支援体制		地域福祉論	講義	30	2
			コミュニティーワーク論	講義	30	2
	社会保障	社会保障論	講義	60	4	
	障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	講義	30	2	
	権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	講義	30	2	
	刑事司法と福祉	司法福祉論	講義	30	2	
	社会福祉調査の基礎	社会調査論	講義	30	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	講義	30	4	
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	講義	60	4	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	30	2		
専門 科目	精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	講義	60	4	
	現代の精神保健の課題と支援	精神保健学	講義	60	4	
	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	講義	60	4	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)	講義	60	4	
	精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	講義	30	2	
	精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	講義	30	2	
実習 演習 科目	ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉援助演習Ⅰ	演習	30	2	
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	演習	60	4	
	ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	演習	30	1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	演習	60	2	
	ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習Ⅰ-A	実習	60	2	
		精神保健福祉援助実習Ⅰ-B		54	1	
精神保健福祉援助実習Ⅱ		96		2		

\* ソーシャルワーク実習の履修者は精神保健福祉援助実習Ⅰ-Aが免除される

## 別表 4

〔入学検定料〕

入学検定料	33,000円
-------	---------

〔入学金及び授業料等〕

留学生以外

	健康スポーツコミュニケーション学科					
	1年次			2年次以降		
内訳	入学手続時	9月	初年度合計	4月	9月	年度合計
入学金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授業料	350,000円	350,000円	700,000円	350,000円	350,000円	700,000円
教育充実費	87,500円	87,500円	175,000円	92,500円	92,500円	185,000円
施設充実費	87,500円	87,500円	175,000円	92,500円	92,500円	185,000円
合計	725,000	525,000	1,250,000	535,000円	535,000円	1,070,000円

留学生以外

	未来社会学科・経営データビジネス学科（共通）					
	1年次			2年次以降		
内訳	入学手続時	9月	初年度合計	4月	9月	年度合計
入学金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授業料	350,000円	350,000円	700,000円	350,000円	350,000円	700,000円
教育充実費	75,000円	75,000円	150,000円	85,000円	85,000円	170,000円
施設充実費	75,000円	75,000円	150,000円	85,000円	85,000円	170,000円
合計	700,000円	500,000円	1,200,000円	520,000円	520,000円	1,040,000円

留学生

	健康スポーツコミュニケーション学科・未来社会学科・経営データビジネス学科（共通）					
	1年次			2年次以降		
内訳	入学手続時	9月	初年度合計	4月	9月	年度合計
入学金	150,000円	—	150,000円	—	—	—
授業料	250,000円	250,000円	500,000円	250,000円	250,000円	500,000円
教育充実費	50,000円	50,000円	100,000円	75,000円	75,000円	150,000円
施設充実費	50,000円	50,000円	100,000円	75,000円	75,000円	150,000円
合計	500,000円	350,000円	850,000円	400,000円	400,000円	800,000円

## 別表 5 - (1)

## 〔試験料〕

試験区分	試験料	
追試験	1科目につき	1,000円
再試験	1科目につき	3,000円

## 別表 5 - (2)

## 〔科目等履修料〕

科目等履修料	申請料	10,000円
	1科目 (1単位)	30,000円

## 別表 5 - (3)

## 〔聴講料〕

聴講料	1科目 (4単位)	60,000円
	1科目 (2単位)	30,000円

## 別表 5 - (4)

## 〔学外実習教育費〕

項目	費用	対象学科・養成課程
ソーシャルワーク実習	70,000円	選択制 (未来社会学科) ※精神保健福祉援助実習履修者 ※介護実習履修者
	90,000円	選択制 (未来社会学科)
介護実習	介護実習Ⅰ	50,000円
	介護実習Ⅱ	70,000円
	介護実習Ⅲ	80,000円
		選択制 (未来社会学科介護福祉士養成課程)
保育実習	60,000円	選択制 (未来社会学科保育士養成課程)
精神保健福祉援助実習	70,000円	選択制 (未来社会学科精神保健福祉士養成課程) ※ソーシャルワーク実習履修者
	90,000円	選択制 (未来社会学科精神保健福祉士養成課程)
教育実習	40,000円	選択制 (健康スポーツコミュニケーション学科)
介護等体験	15,000円	選択制 (健康スポーツコミュニケーション学科)
心理実習	60,000円	選択制 (未来社会学科)

# 受 入 統 計 表

2022年度

<総合計>

作成日:2023年3月末日

項 目			当年度末累計		備 考
			冊 数	金 額	
購入図書	図書	和	71,323	203,716,183	
		洋	14,445	105,652,666	
		計	85,768	309,347,975	
	楽譜	和	1,119	767,252	
		洋	973	922,320	
		計	2,092	1,689,572	
	雑誌製本	和	2,211	9,899,787	
		洋	1,195	10,150,231	
		計	3,406	20,050,018	
計	和	74,653	214,383,222		
	洋	16,613	116,725,217		
	計	91,266	331,108,439		
研究費 図書	図書	和	9,279	29,045,756	
		洋	832	5,421,178	
		計	10,111	34,262,932	
寄贈図書	図書	和	9,126	15,074,174	
		洋	290	753,796	
		計	9,416	15,827,970	
	雑誌製本	和	42	83,790	
		洋	39	77,945	
		計	81	161,735	
計	和	9,168	15,157,964		
	洋	329	831,741		
	計	9,497	15,989,705		
その他	図書	和	16,388	0	
		洋	8,140	0	
		計	24,528	0	
	雑誌製本	和	68	0	
		洋	23	0	
		計	91	0	
計	和	16,456	0		
	洋	8,163	0		
	計	24,619	0		
合 計	和	109,556	258,984,522		
	洋	25,937	122,983,263		
	計	135,493	381,967,785		

## 社会福祉士国家試験受験資格指定科目との対応表

経営福祉ビジネス学科

2020年度以前入学者カリキュラム

指定科目等の名称	本学科目名	担当教員	区分	有資格状況	指針等該当番号
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	川原	兼任	本学において選考された教員	
心理学理論と心理的支援	心理学概論Ⅰ	遠藤	兼任	本学において選考された教員	
	心理学概論Ⅱ	遠藤	兼任	本学において選考された教員	
社会理論と社会システム	社会学Ⅰ	総谷	専任	本学において選考された教員	
	社会学Ⅱ	総谷	専任	本学において選考された教員	
現代社会と福祉	社会福祉原論	井土	専任	本学において選考された教員	
社会調査の基礎	社会調査論				
相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ				
	ソーシャルワーク論Ⅱ	井土	専任	本学において選考された教員	
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
	コミュニティーワーク論	井土	専任	本学において選考された教員	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画論	西田	兼任	本学において選考された教員	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論				
社会保障	社会保障論	西田	兼任	本学において選考された教員	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論Ⅰ	川原	兼任	本学において選考された教員	
	介護概論Ⅰ				
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論Ⅰ	井土	専任	本学において選考された教員	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論Ⅰ	井土	専任	本学において選考された教員	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	足立	兼任	本学において選考された教員	
保健医療サービス	保健医療サービス論	伊藤	兼任	本学において選考された教員	
就労支援サービス	就労支援サービス論				
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見				
更生保護制度	司法福祉論	加藤	専任	本学において選考された教員	
相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ				
	ソーシャルワーク演習Ⅱ				
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	中川	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア-(ア) 指針4-(3)-ア-(ウ)
相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	中川	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ-(ア) 指針4-(3)-ウ-(ウ)
相談援助実習	ソーシャルワーク実習	中川	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ-(ア) 指針4-(3)-ウ-(ウ)

2021年度生より資格取得はできません  
配当年次移行開講されません



施設名及び施設種別	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置
児童養護施設 三愛園	社会福祉法人 三愛園	昭和26年4月10日	愛媛県松山市 和田甲125
知的障害者入所更生施設 太平学園	社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団	昭和57年4月1日	大阪府和泉市 伯太町3-13-68
特別養護老人ホーム 書写ひまわり園	社会福祉法人 よい子の広場福祉会	平成17年5月1日	兵庫県姫路市 書写634番地198
特別養護老人ホーム 高陽園	社会福祉法人 高陽会	昭和55年5月	和歌山県紀の川市 上田井1020
社会福祉協議会 たつの市社会福祉協議会	社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会	平成17年11月1日	兵庫県たつの市 龍野町富永410-2
知的障害者更生施設 もちの木園	社会福祉法人 高岡の里福祉会	平成1年8月1日	兵庫県神崎郡 福崎町高岡74-1
特別養護老人ホーム あさなぎ	社会福祉法人 晃寿会	平成5年4月1日	兵庫県姫路市 白浜町乙836番地
児童養護施設 アムニティホーム広畑学園	社会福祉法人 あいむ	昭和24年11月	兵庫県姫路市 広畑区蒲田370-1
児童養護施設 鳴門子ども学園	社会福祉法人 寿福祉会	昭和26年7月1日	徳島県鳴門市 里浦町里浦字坂田415番地3
児童養護施設 八幡浜少年ホーム	社会福祉法人 八幡浜少年ホーム	昭和39年4月1日	愛媛県八幡浜市 五反田1-25
社会福祉協議会 大紀町デイサービスセンター「心 交苑」	社会福祉法人 大紀町社会福祉協議会	昭和17年2月14日	三重県度会郡 大紀町野添887-7
社会福祉協議会 加西市社会福祉協議会	社会福祉法人 加西市社会福祉協議会	昭和45年10月1日	兵庫県加西市 北条町古坂1072-14
社会福祉協議会 神戸市社会福祉協議会西在宅福 祉センター	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	平成3年3月27日	兵庫県神戸市 西区春日台5-174-10
社会福祉協議会 西脇市社会福祉協議会	社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会	平成17年10月3日	兵庫県西脇市 和布町277番地の1
社会福祉協議会 安来市社会福祉協議会	社会福祉法人 安来市社会福祉協議会	平成16年10月1日	島根県安来市 安来町878-1
社会福祉協議会 松江市社会福祉協議会	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	昭和30年1月20日	島根県松江市 千鳥町70
社会福祉協議会 新居浜市社会福祉協議会	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会	昭和44年3月	愛媛県新居浜市 高木町2-60
知的障害児施設 いちれつ学園	社会福祉法人 養徳会	昭和38年4月1日	兵庫県多可郡 多可町中区牧野28
知的障害児通園施設 堺市立第2もず園	堺市社会福祉事業団	平成16年4月1日	大阪府堺市 西区上野芝町2-4-1
知的障害児通園施設 小松島療育センター	社会福祉法人 大麻福祉の町	昭和48年4月1日	徳島県小松島市 横須町11-7
知的障害児通園施設 洛西愛育園	社会福祉法人 京都基督教福祉会	昭和52年4月1日	京都府京都市 西京区榎原百ヶヶ池23
知的障害児通園施設 いきいき宝夢	社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会	平成11年4月1日	兵庫県宝塚市 口谷東3丁目30番地3
知的障害者通所更生施設 自立センターたるみ	社会福祉法人 ヨハネ会	平成10年9月1日	兵庫県神戸市 垂水区本多聞7-2-3
知的障害者通所更生施設 朝日ノ里	社会福祉法人 姫路睦福祉会	平成18年4月1日	兵庫県姫路市 勝原区朝日谷46-1
知的障害者入所更生施設 姫路暁乃里	社会福祉法人 五倫会	平成15年4月1日	兵庫県姫路市 的形町の形3558
特別養護老人ホーム 真盛園	社会福祉法人 真盛園	昭和54年5月1日	滋賀県大津市 坂本5-13-1
特別養護老人ホーム グレイスヴィルまいづる	社会福祉法人 グレイスマいづる	平成17年4月17日	京都府舞鶴市 字布敷小字中島52番地の1
特別養護老人ホーム 真愛の家 寿荘	社会福祉法人 真愛の家	昭和43年5月1日	京都府舞鶴市 字上安1697-36
特別養護老人ホーム 岩滝あじさい苑	社会福祉法人 与謝郡福祉会	平成13年5月1日	京都府与謝郡 与謝野町字弓木13番地の6

特別養護老人ホーム みどり園	社会福祉法人 太子福祉会	平成3年5月1日	兵庫県加古川市 平岡町土山字川池423-9
特別養護老人ホーム オリンピア	社会福祉法人 光朔会	平成8年10月1日	兵庫県神戸市 中央区生田町1-2-32
特別養護老人ホーム 第二サルビア荘	社会福祉法人 円融会	平成3年10月1日	兵庫県加西市 国正町1931-2
特別養護老人ホーム ネバーランド	社会福祉法人 ネバーランド福祉会	平成8年10月1日	兵庫県姫路市 船津町5271-16
特別養護老人ホーム 喜成会	社会福祉法人 喜成会	昭和54年5月1日	和歌山県和歌山市 北野128
特別養護老人ホーム 君里苑	社会福祉法人 順風会	平成5年5月1日	和歌山県和歌山市 木ノ本1837-1
特別養護老人ホーム ライラック久世	社会福祉法人 十字会	平成13年4月1日	岡山県真庭市 久世540番地3
特別養護老人ホーム 檜山荘	社会福祉法人 檜山荘	昭和48年5月1日	岡山県真庭市 上市瀬384-2
特別養護老人ホーム 松伯園	社会福祉法人 備北福祉会	平成元年4月1日	広島県三次市 君田町東入君209-1
特別養護老人ホーム 水明園	社会福祉法人 水明会	昭和55年4月1日	広島県三次市 南畑敷町441
特別養護老人ホーム 満濃荘	社会福祉法人 正友会	昭和52年4月25日	香川県仲多度郡 まんのう町長尾1102番地
特別養護老人ホーム あさひ苑	社会福祉法人 愛心会	平成19年1月12日	愛媛県宇和島市 三浦西4979番地
老人デイサービス 特定非営利活動法人 めふのお家	特定非営利活動法人 めふのお家	平成10年4月	兵庫県宝塚市 売布3丁目9-17
老人デイサービスセンター 大慈デイサービスセンター	社会福祉法人 大慈厚生事業会	平成12年4月	兵庫県神戸市 西区櫛谷町長谷13-1
軽費老人ホーム シーサイドサンシャイン	社会福祉法人 サンシャイン会	昭和54年8月20日	香川県小豆郡 小豆島町蒲生甲350
在宅介護支援センター ベタニヤ在宅介護複合施設	社会福祉法人 三重ベタニヤ	平成11年4月1日	三重県津市 高野尾町2406-10
障害者支援施設 神戸聖生園	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	昭和57年4月	兵庫県神戸市 須磨区友が丘1-1
特別養護老人ホーム 泉の杜	社会福祉法人 再命会	平成16年5月1日	兵庫県姫路市 豊富町神谷3041-20
老人デイサービス CHIAKIほおずき神戸伊川谷	有限会社 ほおずき	平成16年2月1日	兵庫県神戸市 西区伊川谷有瀬282番地
特別養護老人ホーム 鶴林園	社会福祉法人 鶴林園	平成6年1月30日	兵庫県加古川市 志方町細工所1086番地
特別養護老人ホーム こすもす園	社会福祉法人 のじぎく福祉会	平成3年4月26日	兵庫県加古川市 平岡町二俣762-10
指定通所介護事業所 今福診療所	紀の国医療生活共同組合	平成13年5月1日	和歌山県和歌山市 今福2-1-16
特別養護老人ホーム オアシス千歳	社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会	昭和55年5月月	兵庫県伊丹市 中央4-5-6
特別養護老人ホーム なるかわ苑	社会福祉法人 弘友福祉会	平成15年12月1日	大阪府東大阪市 上六万寺町13-40
養護老人ホーム 八尾市立養護老人ホーム心合寮	社会福祉法人 八尾隣保館	平成11年11月	大阪府八尾市 青山町4-4-18
障害福祉サービス事業 海萌	社会福祉法人 関西中央福祉会	平成19年4月1日	大阪府大阪市 淀川区田川北1-7-9たがわ福祉セン ター内
住之江区在宅サービスセンター	社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	平成9年10月31日	大阪府大阪市 住之江区川区田川北御崎4-6-10
特別養護老人ホーム 四天王寺きたやま苑	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	平成8年4月1日	大阪府大阪市 天王寺区北山町9番6号
指定障害福祉施設サービス事業 所 日本ライトハウス わくわく	社会福祉法人 日本ライトハウス	平成21年4月1日	大阪府大阪市 鶴見区今津中2丁目4番37号

## I. ソーシャルワーク実習の意義と目標

### 1. 目的と意義

2019（令和元年）に社会福祉士養成カリキュラムが大幅に変更されました。その目的は、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成するためです。

「ソーシャルワーク実習」の内容・実施方法も大きく変わりました。

ソーシャルワーク実習の目的は、大学の講義や演習で学んだ専門知識・社会福祉援助技術を実際の社会福祉現場で検証することにあります。言い換えれば、実習に臨むにあたって、実習に対する心構えは勿論のこと、利用者の特徴や施設・機関の一般的機能、制度・政策に対する深い理解がなくては、実習は成立しません。その意味で、実習前における「事前学習」がとりわけ重要なものとなります。このことを十分に理解した上で、ソーシャルワーク実習指導の講義に臨むように心がけてください。

### 2. ソーシャルワーク実習のねらい

- ①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
- ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
- ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
- ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
- ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

### 3. ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項

- ①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
- ②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成
- ③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価
- ④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解
- ⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ
- ⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解

- ⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）
- ⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
- ⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解
  - ・アウトリーチ
  - ・ネットワーキング
  - ・コーディネート
  - ・ネゴシエーション
  - ・ファシリテーション
  - ・プレゼンテーション
  - ・ソーシャルアクション

※上記の実習目標は、厚生労働省が提示した「社会福祉士養成課程のカリキュラム（案）」です。実習計画書を作成する場合、実習評価票に照らし合わせて各自の実習施設・機関に適合した実習目標を設定してください（具体的な実習目標を設定すること）。

## Ⅱ. ソーシャルワーク実習の履修条件及び実習先

### 1. 実習履修資格者

ソーシャルワーク実習は、次の条件を満たさなければ履修することができません。

- (1) 卒業後、社会福祉の施設・機関等で働く意志を強くもっており、社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲をもっていること。
- (2) 実習を履修する当該年度において、本学の教育課程における社会福祉士養成指定科目の単位をすべて修得しているか、修得できる見込みがあること。原則として、次の11科目については、実習を履修する前年度の最終時点で単位を修得していなければならない。
  - ①「人体の構造と機能及び疾病」②「社会福祉原論」③「高齢者福祉論Ⅰ」④「障害者福祉論Ⅰ」⑤「児童福祉論Ⅰ」⑥「ソーシャルワーク総論」⑦「ソーシャルワーク論Ⅰ」⑧「ソーシャルワーク演習Ⅰ」⑨「ソーシャルワーク演習Ⅱ」⑩「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」⑪「介護概論Ⅰ（注）」
- (4) 実習開始までに実施される「実習前確認試験」（知識と技能）に合格していること。

(注) 旧カリキュラムの実習生のみ、介護概論Ⅰの履修を必須とする。

※上記の規定を満たさない場合、実習先が決定していても取り消しになる場合がある。

## 2. 実習先・実習時間及び実習指導者の要件

### (1) ソーシャルワーク実習の対象施設・機関

根拠法	対象施設・機関・事業等
児童福祉法	児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
医療法	病院・診療所
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設
社会福祉法	福祉に関する事務所（福祉事務所）、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会、隣保館（平成14年厚生労働省通知）
売春防止法	婦人相談所、婦人保護施設
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所
障害者の雇用等に関する法律	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、老人介護支援センター、老人デイサービス事業
母子及び寡婦福祉法	母子父子福祉センター
更生保護事業法	更生保護施設
介護保険法	介護老人保健施設、地域包括支援センター、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所・生活介護又は療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者及び介護老人福祉施設入所者の生活介護等、居宅介護支援事業、介護予防（通所介護・通所リハ・短期入所療養介護）、介護予防支援事業など
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
発達障害者支援法	発達障害者支援センター
障害者総合支援法	障害者支援施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、一般又は特定相談支援事業）
その他	独立型社会福祉士事務所、ホームレス自立支援センター、地域福祉センター、身体又は知的障害者福祉工場、重症心身障害児（者）通園事業、高齢者又は身体障害者等デイサービス（老人福祉法第10条・障害者自立支援法附則第8条・同法附則第34条）

## (2) 実習指導者の要件について

ソーシャルワーク実習は法令上、実習指導者についても明確な規定があります。実習指導者になれるのは、「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会の課程を修了したもの」と定められています。つまり、実習生の指導を行うことができるのは、社会福祉士の資格取得後3年以上の相談援助業務体験を有し、更に「社会福祉士実習指導者講習会」の課程を修了した社会福祉士です。この条件を満たす実習指導者が施設・機関に不在の場合、実習を行っても単位認定をすることはできませんので注意してください。

## (3) 実習時間数について

「ソーシャルワーク実習」の単位認定に必要な時間数・実習施設・実習免除の要件は以下の通りです。

	変更前（注1）	変更後
1) 時間数	180 時間	240 時間
2) 実習施設の要件	・1ヶ所以上の施設で180時間以上の実習 ・複数の施設で実習を行う場合は、1ヶ所は120時間以上の実習を行う	・ <b>機能が異なる施設 2ヶ所以上で 240時間以上の実習</b> ・うち1ヶ所は180時間以上の実習を行う
3) 実習免除	・（本学の場合）特になし	・介護福祉士養成課程における「 <b>介護実習</b> 」を履修済の者は、240時間のうち60時間を上限として免除（注2）

（注1）2024年3月卒業生までは、旧カリキュラムの対象となります。

（注2）介護福祉士養成課程における「介護実習」の修了者は、60時間の実習が免除になります。ただし、**180時間の実習では「介護実習」とは機能が異なる実習施設**を選択しなければなりません。

仮に、実習中に日数及び時間数が不足しそうな場合には、実習指導者に相談し規定の実習時間の確保を依頼するようにしてください。

## Ⅲ. ソーシャルワーク実習のプロセスと達成課題

### 1. 実習前の達成課題（事前学習）

- (1) ソーシャルワーク実習の目的・意義について深く理解する。
- (2) 個々の実習先の機能や関連する制度について理解を深める。
- (3) 実習場面で必要となるソーシャルワーク技法を習得する。

- (4) 社会福祉士の倫理綱領について理解を深める。
  - (5) 実習関連施設・機関を実際に見学する、または、卒業生の講話を通して実習施設への学びを深める（見学実習）。
  - (6) 実習目標・実習施設機関に照らし合わせた実習計画書を作成する。
  - (7) 実習体験の分析・考察及び記録の方法について理解する。
  - (8) 実習指導（スーパービジョン）の意義について理解を深める。
  - (9) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」担当教員（巡回指導教員）との個別面談を実施する。
  - (10) 事前に実習施設・機関を訪問し、実習計画書を基に実習指導者（スーパーバイザー）と実習プログラムについて相談する。
- ただし、60 時間の実習についてはこの限りではない

## 2. 実習中の課題

ソーシャルワーク実習の目的は、社会福祉士の実習施設・機関における役割・職能を理解し、その専門技術を習得することにあります。具体的には、実習生はニーズキャッチ・インテーク・アセスメント・プランニング・介入・モニタリング・終結に至る一連のソーシャルワークのプロセスを実際に体験することが求められます。同時に、アセスメントから援助計画に至るプロセスにおいて、利用者の自己決定や秘密保持など社会福祉士の倫理綱領の遵守、専門職間の連携、さらには活用可能な社会資源（社会福祉サービス）に関する情報収集なども意識的に取り組んでいかなければならない課題となります。

実習期間の中で上記の課題を達成するためには、実習生の主体的な学びの姿勢と事前学習が肝要となります。その上で、実習指導者との連携協力及び実習課題の共通認識が必要不可欠です。実習計画書の作成の段階から上記の課題を意識すると共に、事前訪問及び実習中に実習生の希望を的確に実習指導者に伝える必要があります。

## 3. 巡回指導及び帰校指導

ソーシャルワーク実習では、実習生は実習期間中に原則週 1 回の頻度で、本学の実習指導教員との面談指導を受ける義務があります。面談指導の方法には、本学実習指導教員が直接実習施設・機関を訪問して実習生を指導する「巡回指導」と、実習生（学生）が大学（もしくは指定施設）に戻り、指導を受ける「帰校指導」の 2 種類があります。

本学の実習生（学生）は、実習期間中に巡回指導と帰校指導を必ず受けることが、ソーシャルワーク実習の単位認定の条件となります。原則として、180 時間実習中は巡回指導を 2 回、帰校指導を 2 回実施します。60 時間実習中は巡回指導を 1 回、帰校指導を 1 回実施します。ただし、各学生の実習状況に留意して、巡回と帰校の回数を調整します。指定された日に必ず出席するようにしてください。

(1) 巡回指導及び帰校指導実施要領例（実習状況により巡回、帰校の入れ替えあり）



(2) 巡回指導日について

巡回指導日は、巡回指導教員及び実習施設・機関の都合によって決定されます。週の何曜日  
の何時になるかは、実習生の実習予定・実習指導者の業務・巡回指導教員の巡回予定によ  
って決まります。

(3) 帰校日について

帰校日については、大学で指定します（帰校日には実習予定を入れないようにしてくださ  
い）。180時間実習の帰校指導は、例年、2週目、4週目の土曜日に実施しています。

具体的な日時については、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の中で詳しく説明があります。

#### 4. 事後指導

ソーシャルワーク実習は、実習期間が終了しただけでは完結しません。印象に残っている  
数多くの実習体験を振り返り、実習指導教員とのスーパービジョンやグループワークを通  
して、一つ一つの事例を多様な角度から「意味づけ」をしていく作業が必要になります。こ  
の「意味づけ」を通して、実習の総合評価に至る過程が後期「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」  
の課題となります。

(1) 実習後の提出書類（実習先への提出書類）

実習が終了したら「実習出席簿・実習証明書」、「実習評価票（施設側の評価）」を実習施  
設・機関の指導者に提出してください。あわせて「実習の総括」を速やかに作成し、提出し  
てください。書類の提出方法は、実習終了日までに指導者と相談、確認しておいてください。  
実習の総括は実習指導者の指示のもとで、実習終了後遅くとも3日以内に提出するよう  
にしてください。提出した書類は、後日実習施設・機関から大学に直接郵送されます。

(2) 実習後の提出書類（実習指導教員への提出書類）

実習後に作成・提出する書類には、日々の実習記録の他に、「実習報告書」・「実習自己評  
価票」があります。実習終了後速やかに作成し、ファイルに全て収めた状態で後期第1回目  
の「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の講義内で担当教員に直接提出してください。



## IV. 実習生としての留意事項（実習生に求められるマナー）

実習現場では、「大学を代表する者」と自覚して行動してください。皆さんの表情、言葉遣い、行動から神戸医療未来大学全体が評価され、次期の実習生が歓迎されるか、拒否されるか決まるのが現状です。実習中は、配属された実習現場の諸規則に従って、社会福祉専門職を目指す者として責任ある行動をとるように心がけてください。また、実習生であることを自覚して、実習目標、課題を達成できるように努めてください。

下記に実習での留意事項を記載しますので、各自遵守してください。

### 1. 実習先への提出物（提出物は必ず期限までに）

実習先に提出する書類には、**健康診断書・保菌検査書（検便検査）・誓約書・実習生個人票・実習計画書**が必要になります。

特に誓約書は、実習中に知り得た利用者の情報や職員業務の秘密保持を誓約するものです。同時に実習生が実習中に施設・機関に対して迷惑をかけないことを約束するものです。誓約書を提出することの意味を理解し、実習事前訪問の際に実習先へ提出してください。

### 2. 実習に臨む基本的な態度（学ぶ姿勢を忘れずに）

経験を通して学ぶことができる実習は、とても貴重な学習の時間です。常に学ぶ姿勢を忘れず、実習をよりよいものにしましょう。

- (1) 実習時間は厳守すること。少なくとも実習開始 15 分前に身支度を完了し、実習できる態勢を整えておくこと。やむをえず欠席や遅刻、早退をする場合は施設と大学実習担当係に事前連絡して、指示に従うこと。
- (2) 利用者、職員に対しては自ら進んで挨拶をすること。
- (3) 利用者、職員に対しての言葉遣い、態度に気をつけ、真摯な態度を心がけること。
- (4) 実習施設・機関の運営方針を理解し、組織の秩序を乱さないこと。
- (5) 実習生は指導を受ける立場であることを自覚し、実習指導者の指示に従う他、求められた報告や質問に誠実に応じること。
- (6) 実習中は実習生（学生）であると同時に、利用者や家族から見れば施設・機関の関係者である。そのための責任ある行動をとること。
- (7) 分からないことがあれば積極的に質問し、曖昧にしておかないこと。
- (8) 職員から依頼されたことは、忠実に実行し、事後必ず経過を報告すること。
- (9) 実習施設の禁止事項には必ず従うこと。
- (10) 施設の物品を使った場合は、所定の位置にもどすこと。
- (11) 毎日実習終了後に必ず実習ノートを記録し、実習指導者の指示に従い提出すること。
- (12) 実習先および機関・施設の周辺部での喫煙は原則禁止とする。

### 3. 利用者に対する態度（人権尊重 福祉の基本）

実習生は利用者から見れば、「自分の生活空間に足を踏み入れる人」になります。利用者と接することは、個人のプライバシーに触れることにもつながるので、プライバシーや人権を意識して行動しましょう。

- (1) 利用者の人権を尊重し、利用者の願いや思いを共感しながら行動をすること。
- (2) 利用者は「〇〇さん」と「さん」付けで呼ぶこと。
- (3) どの利用者に対しても公平に接すること。
- (4) どの利用者に対しても積極的に挨拶すること。（利用者が不安定な場合は留意する。）
- (5) 利用者に依頼されたことは、必ず実習指導者に相談して対処すること。自己判断はしないこと。
- (6) 利用者と個人的な情報のやりとりをしないこと（電話番号やメールアドレスの交換は厳禁）。
- (7) 金品を渡したり受け取ったりしないこと。
- (8) 軽々しく約束をしないこと。

### 4. ハラスメント（不快な思い しない させない）

ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快にさせたり、相手の人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりすることです。自分の行動がハラスメントにつながったり、時には自分が被害者になったりします。

実習施設・機関内でハラスメントまたはそれに類する事態が発生した場合は、実習指導者もしくは教員に早急に相談してください。

### 5. 服装・身だしなみ（TPO と 清潔感）

実習生としての立場をわきまえ、利用者や実習指導者に違和感を与えないように配慮しましょう。また、衛生面にも気をくばりましょう。

- (1) 大学又は実習施設・機関の指示に従うこと。
- (2) 衣類は、活動的なものにして常に清潔を保つこと。特に夏季の実習は汗をかきやすいため、服が汗ばんだり、汗臭くなりがちなので、発汗対策をしましょう。
- (3) 化粧は、利用者や実習指導者に違和感を与えないよう、身だしなみ程度にとどめ、香水の利用は避けること。
- (4) 利用者を傷つけたり、利用者を刺激したりする恐れがあるので、指輪やピアスなどのアクセサリーの着用は避けること。
- (5) 頭髪は乱れないようにすること。奇抜な髪型や着色は厳禁。
- (6) 爪は常に短く切っておくこと。マニキュアは厳禁。
- (7) 靴は動きやすく安全な運動靴を履くこと（外履きと内履きの2つを用意する）。

## 6. 実習中の学生の態度 **(笑顔 忍耐 努力)**

実習生であっても、利用者からみれば施設・機関の関係者の一員です。利用者に不快感や不信感を与えないように心がけましょう。

- (1) 実習生同士の私語は慎むこと。
- (2) 実習生同士を「ニックネーム」で呼ばないこと。
- (3) 実習指導者の指示を十分に理解できるように努力し、実習生単独で行動しないこと。
- (4) 実習の場にふさわしい声の大きさ、話し方を心がけること。
- (5) 利用者の状況に応じ、誠実さや優しさが伝わる接し方に努めること(表情は豊かに！)。
- (6) 様々な生活不安をかかえる利用者には、忍耐強く、落ち着いて、迅速に行動すること。
- (7) 貴重品を実習先に持ち込まないこと。
- (8) 宿泊実習の場合、実習施設の規定を遵守すること。無断外出や、利用者の部屋及び他の実習生の宿泊場所への出入りをしないこと。

## 7. 災害等の緊急時の対応 **(慌てず連絡・相談・報告)**

- (1) 事前訪問の時点で、あらかじめ気象警報発令時の実習と連絡方法について打ち合わせしておくこと。
- (2) 気象警報発令が発令した場合、遅滞なく実習施設・機関へ相談すること。自己判断で欠席したり、無理に出勤したりしないこと。
- (3) 災害等で実習が中止となった場合には、実習指導者に依頼をして後日振り替えの実習を行うこと(規定の実習時間・日数を確保すること)。
- (4) 公共の交通機関の乱れ等で遅刻しそうな場合には、速やかに実習施設・機関へ連絡すること。
- (5) 実習日時の変更が生じた場合は、遅滞なく実習担当係へ報告すること。

## 8. 実習中の健康管理 **(体調管理は自己責任)**

実習中は、精神的にも肉体的にも疲れやすい状況です。自己管理をしっかりとって実習期間を過ごしましょう。

- (1) 規則正しい生活をする事。
- (2) 実習中は、飲酒・夜更かしを避けて、実習に備えること。
- (3) 実習中は、原則としてアルバイトをしないこと。実習中はアルバイトを休止するなど、実習開始前に日時を調整しておくこと。
- (4) 夜勤実習は生活のリズムが乱れ、体調を崩しやすいので、休息を充分にとること。
- (5) 体調不良で実習が困難な場合には、必ず医師の診断を受けること(必ず診断書を発行してもらうこと。実習を延長する場合などに必要となる場合がある)。

## 9. 感染症予防（手洗い・うがいからはじまる感染予防）

感染症予防は自分の身を守ることもつながります。実習施設・機関からの注意事項を必ずまもりましょう。実習のはじめと終わりには手洗いとうがいをするように心がけましょう。

- (1) 実習のはじめと終わりには手洗い・うがいをすること。
- (2) 発熱や下痢、せき等のひどい人と接触した場合には、その都度手洗い・うがいを行うこと。
- (3) 施設利用者の血液や体液には、素手で触れないこと。手などに傷がある場合には、実習指導者にその旨を伝え、指示に従うこと。
- (4) せきのひどい人に接する時には、直接しぶきを浴びないようにする。浴びた場合にはうがいをすること。

※ 感染症予防については、資料（感染症について）を熟読して理解を深めておくこと。

## 10. 実習を終了するにあたって（お礼状を出すまで気を抜かない）

実習施設・機関の指導者は、業務多忙な中で実習生の指導に多くの時間を割いています。実習を終了するにあたって実習指導者や利用者に対する感謝の気持ちを表現しましょう。また、後片付けや挨拶を徹底して実習を終了しましょう。お礼状を出すことも実習の一環であることを意識してください。

- (1) 実習が終了し、施設・機関を退出する際には、お世話になった全職員にお礼の気持ちをこめて挨拶をすること。
- (2) 利用者への挨拶は、実習指導者の指示に従うこと。
- (3) 実習中借用した部屋や物品は、きれいに清掃して元の位置に戻すこと。
- (4) 実習終了後、利用者との個人的な接触はしないこと。
- (5) 遅くとも3日以内に実習先へお礼状を書くこと。

## 11. 実習期間中の授業の欠席に関して

実習施設・機関の都合によって、大学の授業期間中に実習が行われることがあります。この場合、履修した授業を欠席することになります。

- (1) あらかじめ、履修した授業担当教員に実習で欠席することを報告すること。
- (2) 実習終了後、速やかに欠席届をキャリアサポートセンターに提出すること。

## 12. 問題発生時には必ず連絡を

遅刻、早退、欠席その他事故が発生した場合は、必ず実習施設だけでなく実習指導教員に連絡をすること。その他実習中に感じた疑問などは実習指導教員に相談すること。

◆気象警報発令の場合

学生便覧に定められた授業の休講措置に準じた内容です。以下の記述が原則ですが、個々の実習施設・機関により対応が異なりますので、実習生と指導者の間で取り決めてください。

(姫路キャンパス実習生)

実習施設・機関が所在する地域又は実習学生居住地域に、①暴風警報・暴風雪警報  
②特別警報のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

- (1) 午前6時現在発令中の場合、自宅待機とする。
- (2) 午前9時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。

## V. 実習準備・実施に係る手続きチェック一覧

(手続きを終えたら□欄にチェックを入れる)

### 1. 実習を履修する先修条件の充足

- (1) 社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲を持っている。
- (2) 社会福祉士養成指定科目の単位を修得しているか、修得できる見込みがある
- (3) 実習前確認試験に合格している (知識と技能の両方)

### 2. 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」及び「ソーシャルワーク演習Ⅲ」の受講

- (1) 個人票を作成し、期日までに提出している (必ずコピーしておくこと)
- (2) 誓約書を作成し、指導教員の確認を受けている
- (3) 見学実習あるいは卒業生の講話に参加し、記録を期日までに提出している。
- (4) 「実習施設・機関等の概況」を作成し、指導教員の確認を受けている。
- (5) 実習計画書を作成し、期日までに指導教員の確認を受けている  
(必ずコピーしておくこと)

### 3. 事前訪問

- (1) 実習施設・機関の実習指導者の立案に沿って日程と面談を約束する。
- (2) 事前訪問日程：  
180時間実習 令和 年 月 日 ( ) \_\_\_\_\_時   
60時間実習 令和 年 月 日 ( ) \_\_\_\_\_時
- (3) 実習施設・機関へ誓約書・実習計画書・健康診断書を提出 (提示) し、  
打ち合わせを行う。
- (4) 訪問終了後「事前訪問記録票」を作成し、実習指導教員に提出する。

### 4. 実習開始までの手続き

(手続きの時期、方法については、別途指示に従うこと)

- (1) 通習申請書を提出する
- (2) (実習用定期が必要な人のみ) 実習用定期乗車券申請書を提出し、後日、  
通学証明書と 学外実習証明書を受け取り、学生証を持って、各交通機関  
の定期窓口で実習用定期を購入する。
- (3) 学外実習教育費を納付する
- (4) 健康診断証明書を発行する
- (5) 保菌検査 (検便検査) の手続きを行い、提出の準備をする。

- (6) その他、実習施設・機関が求める書類・検査等の準備をする
- 注意) 保菌検査には有効期限がある。一般的には1ヶ月程度だが、実習施設・機関が別途定めることもあり、事前訪問時に確認することが望ましい。  
180時間実習、60時間実習ではそれぞれ、検査のタイミングが異なる点に注意する

## 5. 実習2週間前から実習初日

- (1) 実習2週間前から、健康管理表の記録を行う
- (2) 実習初日に、以下の書類を実習施設・機関に提出する。  
・保菌検査書(検便結果)の提出   
・「実習出席簿・実習証明書」を実習指導者に提出し、取扱いについて指示を仰ぐ。   
・実習評価票の用紙を実習指導者に提出し、評価を依頼する。

## 6. 実習中

- (1) 実習出勤簿に毎日必ず捺印する。
- (2) 毎日の実習終了後に必ず実習日誌を記入し、実習指導者に提出する。
- (3) 健康記録表の記録を行う
- (4) 巡回指導及び帰校指導を受ける際には、必ず、実習計画書を含め日誌(手元に返却されているもの)を持参し、指導を受ける。

## 7. 実習終了後

- (1) 速やかに「実習の総括」を作成する
- (2) 「実習の総括」「実習出席簿・実習証明書」「実習評価票」を実習指導者に提出し、記載後に大学に郵送してもらうよう依頼する
- (3) 未返却の「実習日誌」がある場合、実習指導者に(2)の書類と合わせて大学に郵送してもらうよう依頼する
- (4) 3日以内に、実習先にお礼状を出す。
- (5) 「実習自己評価票」を作成し、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の授業で実習指導教員に提出する。
- (6) 実習終了後、1週間は健康記録表の記録を行う

## 8. 2ヶ所目の実習に向けた準備

- (1) 「3. 事前訪問」～「5. 実習2週間前から実習初日」の事項を確認し、提出書類等の不備がないよう準備する。
- (2) 保菌検査書(検便結果)を忘れずに実施、提出する。
- (3) 「6. 実習中」から「7. 実習終了後」の事項を確認しておく。

## 〈参考〉 事前訪問アポイントメント(面会の約束)例とマナー

- 1 まず、挨拶 「はじめまして。」 (2度目以降は「お世話になっております。」)
- 2 自己紹介 「わたくし、神戸医療未来大学○学部○学科○年の○と申します。」
- 3 依頼方法 「お忙しいところ、お電話させていただき申し訳ありません(すみません)。今、お時間のほうはよろしいでしょうか。」、また「いつ頃にお電話させていただければよろしいでしょうか。」
- 4 用件 「この度は実習を受けていただきありがとうございます。つきましては、実習の前に、そちら様にお伺いさせていただき、事前指導を受けたいと思っています。実習指導者の方にお取次ぎ願えますでしょうか。」
- 5 今後の手続き 実習指導者の方に対して、「○○様、訪問させていただく日時を決めたいのですが、ご都合はいかがでしょうか。できましたら○月○日から○日までは前期試験があり、その期間以外でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。」 実習指導者からの「了解しました。では○月○日に・・・」に対しては、「ありがとうございます。では○月○日の○時にお伺いいたします。」「また、追ってご連絡します。」に対しては、「お電話をお待ちしております。または「では、改めましてお電話いたします。」、また「当日、何か、服装や準備について注意事項がありますでしょうか。」など確認依頼ができるように。
- 6 連絡先の確認 「私の連絡先は○○番です。ご要件がありましたら連絡ください。」
- 7 感謝 話が終わったら「ありがとうございました。失礼いたします。」

### 〈マナー〉

- ◆ 忙しい社会福祉の現場に電話で依頼することは、貴重な時間を割くことになる。そのことをよく理解し、しっかりと実習指導者の方の都合を確認すること。

電話をかける時間帯の目安 午前 10:00～11:00 午後 14:00～15:00

- ◆ まずは自分から名乗ること。立場、身分を最初にはっきりさせること。
- ◆ 自分から、先に電話を切らない。相手が電話を切るのを待つこと。
- ◆ アポイントメントの重要な要件は、復唱確認を。

「○○について再確認したいのですが」

- ◆ 静かな場所でかけること。はっきりと丁寧な声で行うこと。
- ◆ 電話をかける前に、伝える内容をメモしておくこと。相手方の質問に答えられるように、「実習の手引き」内容を理解し、作成した各書類を手元に置いて、常に参照できるように。また、自己紹介もできるようにしておくこと。



## 資料 感染症について

社会福祉施設のような集団生活の場では、感染症対策は重要な問題です。感染症対策は利用者やそこで働く職員の健康を守るためには必要不可欠ですが、知識不足から不安感を増殖させたり、利用者に対するサービスの質の低下を招いたりしては意味がありません。

実習生が感染源を施設内に持ち込んだり、利用者に不安感を持たせたりしないためには、感染症に対する正しい知識と予防策が必要となります。各自、実習前に予防策を理解した上で実習に臨むようにしてください。

### 1. 感染症とは何か？

感染症とは、病原微生物が体内に侵入して起こる病気です。どのような病原体によってどのような病気が発生するかは、その病原体の性質と私たちの身体の性質によって決まります。私たちの身体には病原微生物に対する感染抵抗力がありますが、この抵抗力が弱いと種々の感染症に罹る危険性が増殖します。

### 2. 感染の経路

#### (1) 飛沫感染（ひまつかんせん）

せきやくしゃみの際に飛び散るしぶきの中に病原体が混じり、空気中に浮遊したものが他者の呼吸器系へ吸い込まれて感染します（例：結核、インフルエンザなどのウイルス感染）。

#### (2) 経口感染（けいこうかんせん）

汚染された水や食事などが手指から口腔内を経由して感染します（例：赤痢、コレラ、食中毒など）。

#### (3) 接触感染（せつしょくかんせん）

皮膚や粘膜の接触による感染で性行為が関係するものが多いです（例：淋病、梅毒、クラミジアなど）。

#### (4) 血液媒介型感染

日常生活では感染することはありませんが、血液がついた注射針やガラス片などで皮膚を傷つけて感染する場合があります（例：血清肝炎、梅毒、HIV感染など）。

#### (5) その他

昆虫を媒介とした感染症があります（例：日本脳炎、マラリア、ツツガムシ病など）。

### 3. 院（施設）内感染

院（施設）内感染とは、広い意味では病院や施設において患者や利用者、従事者が発症した全ての感染症の総称です。患者や利用者の感染抵抗性の低下とともに、元々体内に持っていた微生物が感染症を起こしてくる内因性院内感染症と、病院環境や他の患者や利用者、医療・介護職員から病原体を受け取って発症する外因性院内感染症の2つがあります。

#### （1）MRSA

MRSA とは多剤（メチシリン）耐性黄色ブドウ球菌、つまり多くの抗生物質が効かなくなった耐性ブドウ球菌です。健康な人が感染しても問題はありませんが、衰弱した高齢者や慢性疾患の患者、手術や臓器移植後などに免疫状態が悪くなった人が感染すると治療が大変困難になるといわれています。感染経路をたどると、多くの場合発症した患者に接触した医療従事者の手を介して他の人に広がります。MRSA 感染を予防するためには、医療従事者や介護者の日常における手首の消毒が基本となります。抵抗力の弱い高齢者に自分たちの手を介して菌を運ばないようにする注意が必要となります。

#### （2）血液媒介型感染症

肝炎はウイルスによる感染症です。ウイルスにはA～Eがありますが、AとEが経口感染でその他のウイルスは血液が感染経路となっています。中でもB型肝炎ウイルスは感染力が非常に強く、日常的に感染予防対策を整えておくことが必要です。しかし、感染力が強いといっても正常な皮膚に血液が付いただけでは感染しません。介護をする際に、手に新しい傷がある場合には手袋をして予防しますが、傷がない場合でも付着した血液は必ず流水で洗い流しましょう。普段から流水での手洗い（石鹸・ピューラックス・アルコールローション等を使用）、手袋の使用、汚物の衛生管理などを慣習化することが大切です。

一方でC型肝炎は慢性化しやすく、長い経路で肝硬変に移行したり、肝癌を併発したりすることがあります。汚染された血液製剤の輸血が主な感染経路です。ウイルスキャリアの血液中ウイルス量は、B型肝炎ウイルスの場合よりはるかに少ないので、B型肝炎と同様の態勢で対応します。A型肝炎はウイルスによって汚染された生鮮魚介類を介して経口感染するウイルスです。食中毒対策に準じた注意が必要です。

#### （3）疥癬（かいせん）

疥癬（かいせん）とは、ダニの一種であるヒゼンダニが皮膚（角質層）に住み着いて起る感染症皮膚病です。腹部や腋下、大腿内側など皮膚のやわらかい部分に赤い丘

疹ができ、激しいかゆみを伴います。指の間や手関節の所に線状のうねった皮疹（疥癬トンネル）をつくり、その中にヒゼンダニのメスが住み着き産卵します。昼間はそれほど症状がなくても、夜ふとんの中で温まると猛烈に痒くなるなど昼夜の差が大きいのが特徴です。

ヒゼンダニは摂氏 50 度以上の温度で死滅します。身体から離れて衣類や器具についたヒゼンダニは 24 時間位しか生存することができません。感染者の皮膚や感染者が触れたものに触るときには、ゴム手袋を付けます。もし皮膚に直接触れてもすぐに流水に石鹸で洗えば問題ありません。注意事項として、①手洗いの励行、②かゆみの強い発疹が出たときは皮膚科に受診すること、③感染時の家庭での二次感染予防に努めることの 3 点を実行しましょう。

#### （４）病原性大腸菌 0 - 157

食物や水などによって、経口感染します。菌はベロ毒素を発生し、便の中に出てきます。赤痢菌と同等の強い感染力と毒力を持っているといわれています。感染から発症までの期間は 4～8 日です。症状が重くなると下痢の回数が増し、便に血が混じります。子どもや高齢者は溶血性尿毒症症候群（尿が出なくなったり、障害が起こる）や血小板減少症を併発して、重症になることがあるので注意が必要です。

#### 【注意事項】

- ①料理の時、生肉・魚・野菜類を流水で十分に洗い流す。
- ②料理の途中で動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつ交換などをした場合にはしっかりと手を洗う。
- ③生肉や魚を切ったらまな板や包丁をしっかりと洗う。
- ④加熱を十分にすることで殺菌することができる。
- ⑤怪しいと思われる食品は迷わずに捨てる。

#### 【もし感染が疑われたときには】

- ①医師の診断を受ける。
- ②患者の便を処理するときには使い捨てのゴム手袋を着用する。
- ③おむつ交換の際には十分気をつける。
- ④患者の便に触れてしまった時には、流水で十分に手を洗い、アルコール、ウエルパスなどで確実に消毒する。
- ⑤便で汚れた衣類などは、アルコール・スプレーなどで噴霧しあとで別に洗濯する。
- ⑥患者がお風呂で使用する場合、混浴を避けてその後に乳幼児の入浴はさせない。

(5) 発疹性ウイルス感染症

突発性発疹、麻疹、風疹、水痘、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）など、小児期にみられるウイルス性の感染症で、それぞれ特徴的な皮疹がみられます。一度かかると免疫ができるので、感染者の多くが小児です。麻疹、風疹、水痘は予防ワクチンの摂取が行われています。

- ※ 以上、感染症について説明してきましたが、感染経路はどれも限定されており、基本的な注意事項を遵守すれば実習生が感染して危険が生じることは殆どありません。不確かな情報に惑わされて、感染症に過度に怯えたり、利用者に不安を与えたりすることがないようにする注意が必要です。

## COVID-19

令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスは、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定されました。これにより新型コロナウイルスは「学校保健安全法」に定める学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という）の第一種感染症とみなされます。現在、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。

### ■新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染しても軽症で治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

### ■基本的な感染症対策の徹底

- 体調管理（十分な睡眠と栄養）と健康状態の確認記録（検温・症状）
- 手洗い
- マスク着用等の咳エチケット
- 3つの「密」を避けましょう。密閉空間・密集場所・密接場面

新型コロナウイルス感染症は、感染流行地域に渡航歴のない感染者や症状のない感染者が確認されています。感染経路は現時点では飛沫感染（咳やくしゃみの飛沫）と接触感染（手やつり革、ドアノブなど）が考えられます。人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むとともに手洗いやマスク着用等の咳エチケットを励行して下さい。また、健康状態の確認（検温）し、記録しましょう。

### ■気になる症状がある場合

【風邪のような症状があるとき】

必ず症状を実習指導教員に報告し、指示を受けてください。症状がある場合は、実習を休み外出を控えて下さい。

2023年3月卒業生の進路

就職先		人数
社会福祉事業	老人施設・介護施設	
	障害者支援施設	
	児童福祉施設	
	社会福祉協議会	1
	学校・教育機関	1
	その他	
公務員	国	
	都道府県	
	市(区)町村	
その他	医療機関	1
	他産業	75
	進学	1
	未就労	34
合計		113

※令和4年9月卒業生4名を含む

令和5年度 実習等実施計画

実習名（資格）		実習日程※注1・日数	予定実習生数	対象学科：学年※注2	実習費	納入期間
ソーシャルワーク実習 (社会福祉士国家試験受験資格)		令和5年8月14日(月)～9月15日(金) ・180時間以上かつ23日間以上(旧カリキュラム)	20名	【選択制】 未来社会、経営データビジネス：4年	70,000円	令和5年 7月10日(月)～ 7月31日(月)
		令和5年8月14日(月)～9月15日(金)と令和5年後期10月以降 ・180時間以上かつ23日間以上と60時間以上かつ8日間以上(新カリキュラム)	17名	【選択制】 未来社会、健康スポーツコミュニケーション：3年	90,000円	
精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉士国家試験受験資格)	障害福祉サービス事業施設等	令和5年8月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・120時間以上かつ15日間以上 (3年次ソーシャルワーク実習履修者は60時間以上かつ8日間以上)	10名	【選択制】 未来社会：4年	90,000円 ソーシャルワーク実習履修者は 70,000円	納入期間については別途通知
	精神科病院等の医療機関	令和5年8月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・90時間以上かつ12日間以上				
介護実習 (介護福祉士国家試験受験資格)	介護実習Ⅰ	令和6年2月～令和6年3月 ・96時間：12日間	10名(予定)	【選択制】 未来社会：1年	50,000円	令和6年 1月15日(月)～ 1月31日(水)
	介護実習Ⅱ	令和5年8月14日(月)～9月15日(金) ・176時間(22日間)	11名	【選択制】 未来社会：2年	70,000円	令和5年 7月10日(月)～ 7月31日(月)
	介護実習Ⅲ	令和5年8月14日(月)～9月15日(金) ・184時間(23日間 夜勤含む)	8名	【選択制】 未来社会：3年	80,000円	納入期間については別途通知
令和6年2月～3月予定 ・184時間(23日間 夜勤含む)		11名	【選択制】 未来社会：2年			
保育実習 (保育士資格)	保育所実習Ⅰ (保育所)	令和5年8月14日(月)～8月25日(金) ・80時間以上かつ10日間以上	10名	【選択制】 未来社会：3年	60,000円	令和5年 7月10日(月)～ 7月31日(月)
	保育所実習Ⅱ (保育所)	令和5年9月4日(月)～9月15日(金) ・80時間以上かつ10日間以上				
	施設実習 (児童福祉施設)	令和6年2月19日(月)～3月8日(金)の間 ・80時間以上かつ10日間以上				
心理実習 (公認心理師国家試験受験資格)	令和5年後期10月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・32時間以上かつ4日以上 保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働分野 ※医療機関(必須)	10名	【選択制】 未来社会：4年	60,000円	納入期間については別途通知	
教育実習 (中学校・高等学校教諭一種〔保健体育〕免許状)	令和5年5月～11月に3～4週間の120時間	40名	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション：4年	40,000円	令和5年 4月14日(金)～ 5月1日(月)	
【介護等体験】 (中学校教諭一種免許状)	令和5年11月～令和6年1月に特別支援学校2日間、福祉施設5日間	50名	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション：3年	15,000円	令和5年 7月10日(月)～ 7月31日(月)	

※注1) 実習日程については実習施設との調整上変更があります。 ※注2) 対象学年は、標準学年を示しています。